

令和 6 年度（2024 年度）第 1 回宝塚市人権審議会 会議録

- 1 開催日時 令和 6 年（2024 年）7 月 23 日（火） 9 時 30 分から 11 時 30 分まで
- 2 開催場所 第二庁舎 会議室 A・B
- 3 出席者 委 員 20 名中 17 名出席※審議会開始時 16 名
事務局 25 名出席
- 4 協議事項
 - （1）第 3 次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針（改訂版）説明
 - （2）第 3 次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針（改訂版）行動計画令和 5 年度実績及び令和 6 年度計画について
- 5 内 容

事務局

(開会)

(委員交代のため委嘱辞令交付)

(市長挨拶)

(新委員自己紹介)

(会議の成立)

それでは、はじめに、本日の会議の成立についてですが、本日の委員出席者数は１６名で、定数２０名でございますので過半数を超えており、宝塚市人権審議会規則第６条第２項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

(会長、副会長の選出)

次に、会長、副会長の選出についてですが、会長、副会長の選出については、審議会規則第５条第１項において「委員の互選により定める」となっておりますが、何かご意見等ございますか。

≪委員の発言無し≫

ご意見ないようですので、事務局から提案させていただきます。会長には和久委員を、副会長には岡本委員を提案させていただきます。

委員

異議なし

(会長、副会長承認)

事務局

それでは、これからの議事進行につきましては、審議会規則第５条第２項の規定によりまして、和久会長にお願いしたいと思います。

(会長、副会長挨拶)

会長

事務局にお尋ねします。この審議会は、原則公開ということとなっておりますが、本日、傍聴者はいらっしゃいますか。

事務局

いらっしゃいません。

会長

それでは、議事に入ります。

今日の会の言葉遣いですがけれども第３次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針についての討議質問等が多くなります。第３次宝塚市人権教育

及び人権啓発基本方針というタイトルは長いので略して「基本方針」といわせていただきますのでご了解をお願いします。基本方針といえはこの第 3 次のことを言います。なお、この第 3 次の基本方針については 2018 年にこの人権審議会が作成したものです。5 年ごとに見直していただくということで、5 年後の 2023 年に一部改訂をされました。現在の新しい改訂版を基本方針と呼びたいと思いますのでご理解をお願いします。なお、委員の皆様は全て委員といわせていただきますのでご理解をお願いします。それでは、基本方針改定版についての説明を事務局の方からお願いします。

事務局

(基本方針について概略を説明)

会長

はい、ありがとうございました。事務局の方から基本方針の具体的施策を中心に説明していただき、最後に推進体制についての説明をいただきました。ここで皆さんからの質問の時間にしたいと思います。ただこの後、昨年度の実績と今年度の方向性がまた出てきます。そちらでいただく意見があればそちらでしていただいた方が具体的な話ができると思いますので、この項目については質問を中心に聞きたいと思います。どなたからでも結構です。よろしくお願いします。

委員

宝塚市に住んで 10 年以上にはなりますがこの委員会の審議会の存在を知りませんでした。それでご説明いただいた資料の中のアンケートの結果がたくさん載っているのですが、こういうのはどこで取られたものでしょうか。全然気が付かなかったので一般市民がこのアンケートに答えられたのでしょうか。

事務局

こちらの調査は少し古いですが、平成 28 年(2016 年)の 10 月から 11 月にかけて本市在住の 16 歳以上の市民の方 3,000 人を無作為抽出しまして郵送による配布・回収をさせていただいております。3,000 配布させていただきまして有効の回収数は 1,661 件で回収率は 55.4%となります。

その前がその 10 年前になっておりまして平成 17 年になっております。人権の基本方針第 4 次を 3 年後作る予定になっており、それに基づきその前年にはまた無作為抽出をして同じような市民意識調査をさせていただく予定です。その市民意識調査の際の項目もこの審議会にお諮りさせていただこうと思っております。

会長	今の説明については、基本方針の冊子の 70 ページに調査結果の抜粋ということで、いつどれくらいの人たちに送り、回答がどうだったかが記載されています。
委員	宝塚の市内にはいろんな企業が活動されていると思います。国の方では経産省を中心に企業の中での人権の問題についてはいろいろとこの春くらいから動きが出てきていると思います。 市内の企業の中での人権意識を私が感じる企業は一部あるが、そういう企業が本当に人権を守った中での企業活動をしているのかどうかということに私は疑問を持っています。そういうところについて市はどういうお考えを持って対応しようとしているのかを教えてください。
事務局	市の方で企業に向けての人権啓発につきましては、大きい話になりますが国連等でサプライチェーンによる人権侵害というのが言われておりそれに国として取り組むようにと言われているところです。先ほど言われた経済産業省からも中小企業に対しても人権活動に対しての理解を深める、人権侵害が起こらないようにと言われているところです。市は人権活動、人権啓発をする企業に講師派遣等を行って支援をしていくということで人権啓発を進めているところです。
委員	企業の講師派遣の依頼がどのくらいあるのか、私はそんなに多くないと思う。ということは大多数の企業は人権意識を持った企業活動をしていないのではないかと感じます。
会長	深めていきたいと思いますが、次の行動計画の中でも若干触れられるのではないかと思いますし、関係機関の方もいらっしゃると思いますのであとで討議をしたいと思います。 他に質問はありませんか。 それでは次の議題に入ります。次は「第3次の基本方針改訂版の行動計画」と5年度の実績及び6年度の計画への説明をお願いします
事務局	(行動計画について説明)
会長	はい、ありがとうございました。251 項目の内、重点のところ星印がついているところを中心に目標値、実績そして今年度以降の取組みの

ところを説明いただきました。右から目標値、令和５年度の実績値、令和６年度の目標値の表になっています。これについては宝塚の独自の表し方です。人権審議会でも１０年ほど前から知識経験者の方々の意見で具体性を明らかにすること、可視化をしないといけない、目標を持てるようにしないといけないということで提言がなされて今日これが出てきているわけです。これを踏まえながら今後も論議していきたいと思います。それでは質問含め意見を聞きたいと思います。

委員

私自身、小児保健を専門としておりますのでその部分について伺いたいのですが、この指標が可視化という意味で科学的な根拠というか思った形で成果をだしていくというのは素晴らしいなと思っていたのですが、P.13の女性の部分で83番のところですが、積極的に育児をしている父親の割合やP.18の子どもの部分の122番子どもの育てにくさを感じたときの対処できる親の割合これはこういった形で出しているのかを教えていただきたい。また、児童虐待のところが10年目標にあがっていますが、宝塚市の子どもの貧困率とひとり親の貧困率を教えていただけたらと思います。

事務局

ご質問については、本日来ていない健康推進課のアンケートのため、はっきりとは言えないのですが、市の事業としては、男女共同参画センターでも積極的に育児に参加していただくということで昨年度スウェーデンパパ、北欧のスウェーデンでの育児に関してのパネル展を設置し、育児参加の啓発に努めているところです。特定事業主行動計画というものを市役所の方で作成しなくていなくてここでの男性の育休の取得率であったり、一般企業の方でも一般事業主行動計画の策定が昨年度から101名以上の企業にも義務付けられているのでそちらのほうでも育休の取得率であったり、休暇の取得、介護であったり、ワークライフバランスの取組が徐々に満社会的に進んでいるところなどがあります。

事務局

令和７年度からの新しい子ども施策を策定するにあたってアンケート調査を実施しておりまして詳細の数字については今確認中です。

委員

客観的な指標として育児に参加しているのかをこういった形で可視化しているのか気になりましたのでその点を質問させていただきました。

委員

P.24 の子どもの貧困の部分で言いますと、最近物価高も含めていろいろ子どもの貧困が深刻化しているという状況があると思います。特にその体験格差や経済格差の問題が文学的格差の問題も含めてそこらへんが出てきていると思います。173 番にあげられているような学習支援も必要だと思いますが、今後その辺の文学的格差や体験格差などを埋めていくような政策も必要になってくるのではないかと思いますのですが、今現時点ではどのような状況が聞かせていただきたい。

事務局

ご指摘の通り体験活動が貧困による差があるということは浮かび上がっている状況です。進学率、塾に行かせられないなどアンケート調査から上がってきている状況であります。市としては教育委員会や市長部局の方でもそういった経験ができるような事業をすでに実施している部分もありますし、子ども議会事業でしたら子どもの意見表明みたいな形で議場で子どもが意見を言ってそれを市政に反映するような取り組みを実施しています。そういったものではなくて新しい取り組みというのも実勢に合わせて取り組んでいかなければならないと認識しております。また新しい計画を今審議会の中でも議論を進めていっている中ですのでそのあたりしっかり視点を持って取り組んでいけたらと考えております。

委員

子ども家庭庁の方でも子どもの居場所を量・質共に増やしていくというのは出ていると思います。行政や教育委員会、学校だけであるというのは難しい時代になってきていると思いますので学校外部の居場所、地域の居場所を量質ともに増やしていくことを含めて社協との連携になるとと思いますが、連携の中で支えていくみたいな部分について計画を策定中ということなのでご検討いただけたらと思います。

委員

それぞれの目標値や指標をずいぶん前に可視化するための数値設定をされたそうですが、例えば窓口を作っただけではだめな話で、1 人来たらいって話でもないと思います。相談件数を増やすであるやその先その人が助かったとかそのような後々の評価も必要なのかなと思いながらこの数値をみていました。例えば 205 番の窓口を作って、相談できるところができた、ただ 1 人しかきていないこれで達成と言っていいのかということをいろいろ感じました。全体をみていると窓口はあるけど 1 件しかきていない。今後どのようにこの数字を見ていくの

か、取り扱っていくのかを質問させていただきます。

事務局

目標設定につきましては各担当部局に任せているところですが、先ほどおっしゃられた相談件数は多いのがいいのか少ないのがいいのかとか、1回やったらそれで目標達成でいいのかかなりこれを作る時に各担当課と思案しながら作っていく中で数字設定ができないのであれば文字で分析して評価していかなければいけないとなりました。本日お配りしている成果指標が最終的な目標を設定したものになるので、ここにある活動指標は最終的な目標に向けての絶対にやっていかないといけないものとして挙げております。ここにあげているものも導入したばかりなので違う指標の方が目標として施策を進めていきやすいのではないかという議論は今後の庁内の検討委員会を通して進めていければと思っております。

目標値を何にするかを関係課と相談し、ただ相談件数が1件あったそれだけかなというのがあります。重点項目として何を目標とするか数値化するかをこれからも考えていかなければならないと思います。

会長

目標値を何にするのかは、関係課とよく相談してください。まだ始まったばかりなので、審議会では、ひとつひとつに対して意見は出しませんので、何を目標とするか、数値化するは、これからも考えていってもらえたらと思います。

事務局

委員から質問がありました貧困率の関係ですが、国の方で子どもの生活状況の分析を行っており、それに基づく形で市の方でもアンケートを取っております。低位の収入世帯と中位の収入世帯、高位の収入世帯3つの区分にわけさせていただいて本市の場合ですと低位の収入世帯が約11.8%となっております。

委員

外国人の問題です。入管法が改正されました。私もすごく心配しているのですが、今度の入管法は大変厳しくて税金の滞納でも国外退去があり得ると、だから外国人の相談窓口を充実してほしいと思いますが、そもそも税金って例えば自営の人が納める税金のほかにも健康保険税とか介護保険税とか社会保障のことも税ってつくと思います。ですから質問として、市が徴収する税金滞納だと国外退去もあり得るのでしょうか。大変心配しています。

事務局	市民税とか固定資産税とかありますけれどもどの税が退去命令に該当するのか今すぐに確認ができずお答えができません。
委員	去年の 10 月にフォトジャーナリストの安田さんをソリオでお迎えして非常にいい講演会だったと思いました。その講演会が入ってないのはなぜでしょうか。命と人権にかかわるガザ進行直前の時期で東日本大震災のお話もあっていい講演会だったので入れてもらえないか質問です。
事務局	平和事業について人権平和・男女共同参画課で実施しておりまして、こちらの方には入っておらず、別の検討会で進捗管理をさせていただいております。ただ人権に関わる部分のおおもとは平和ですので、事業として記載することは可能ですが今後検討させていただきたいと思います。
委員	P.10 の 59, 60 番のたからっこノートについて質問します。59 で指標としたら配布目標 500 で実績が 130 部。その時の 60 番でいくと前年度の実績が 58。たからっこノートの配布についての実績と指標で目標値よりも半分以下っていうのは親がたからっこノートを受け取らないという解釈でよろしかったでしょうか。
事務局	59 番で載せさせていただいている配布部数というのは基幹相談支援センターの方から各関係課の方へ配布をさせていただいている部数です。各課から配布している冊数が載っていると思いますのでその差が受けとられていない保護者の数という見方にはなっていないと思います。
会長	1 つ目の議題の中で委員の方から外国人のことも含めて働いている人の権利のことについてご意見がありました。それをここで外国人も関連をしてお意見を言われているとおもいますので、できたら産業文化部から何かご説明があればお願いします。
委員	企業の中において人権意識がどれだけあるのかが気になった。例えば米国なんかの企業なんかにおいてウイグル人によって生産された綿は取り扱わないようにしようという風な企業の中において人権意識ができていくわけ、それを日本も取り入れてやろうとしていると思いますので企業の中での人権意識を高めていくということは今宝塚市内の企業がどれだけ人権意識を持っているのかを問題視をしていかないといけ

ない。それは外国人労働というところにもつながると思います。

事務局

今のところ、国が定めている経産省や外務省がサプライチェーンで原材料が違法な労働や子どもの労働により搾取されたものにより販売され利益を得ている企業のものはと示されてはいるがそれが企業の取組みとしてどのくらいしているかまで把握できていません。そういった問題があるのでまずは講師を呼んで勉強したいといった企業に対しての支援等は今後させていただきたいと思っております。

委員

この会にはそぐわない意見かもしれませんが、せっかく関係各課の皆様にお集まりいただいているのでひょっとしたらお答えいただけるかなと思って質問させていただきます。同時にこれがクリアしていかないと女性の人権とか男女平等とか実現していかないのではないかと結婚以来思っております。いわゆる夫婦別姓の問題です。私が妻と暮らした時は事実婚でした。二人目の子どもが生まれたときに保育所の申請等がとても面倒くさかったので、妻も私もどちらでもよかったが、結局は入籍する形をとりました。30年以上前のその当時少なくとも別姓になる、公正化されていくだろうと言っていたのにもう30年以上も放置されたままで経済界までもが国際的に考えてもあるいはジェンダーギャップ指数が非常に少ないことでも夫婦別姓の形式を整えようと言っていて妻は働いていたので職場で旧姓を使っていた。健康保険証も大阪府の教職員はOKでした。退職してからは全部これが私の姓になってくる。市役所からくる健康保険の書類が世帯主の私の名前で来ます。しかし払っているのは妻の方でこれひとつとって妻は毎月頭にきています。このように制度上の問題で非常に不当な思いを持っている人は少なからずいるわけです。でもみんなこんな世の中だからしょうがないなと思って疑問にも感じないように飼いならされている人含めて、ほんとはちょっと考えれば頭にくることばかりです。特に女性の立場に立てば。男性の立場に立ってもなんで自分の名前で行くのかと思います。せめてそこらへんから変えることはできないのですか。息子も事実婚でやっています。そういうのはおかしいなと思いますのでご意見いただきたいと思っています。

事務局

国連は政府に対して、女性が婚姻前の姓を保持することを可能にする法制備の勧告をし、与党での検討会が発足されたと聞いております。婚姻前の姓を引き続き使えないことは、婚姻後の職業生活や社会生活での

支障になっている等の意見があることはもちろん存じております。近年家族の形態とか生活様式、女性活躍、固定的役割意識の解消という面で本市施策を進めているところですが昨年、一昨年請願という形で選択的夫婦別姓を求めるような請願もありましたので、今後本市としまして、国会及び司法の判断を注視し市の施策を進めていこうと思っております。

委員

請願をだした新日本婦人の会の者です。一言付け加えさせていただきます。選択的夫婦別姓の請願を出しましたのが 2022 年市議会です。結果として継続審議の繰り返しで 2023 年の任期満了によりそこで終了となりました。大変残念でございました。反対する側から通称を使える場をもっと増やせばいいという提案もされましてそれも否決されたのですけれども、外国に行ってパスポートと名前が違くと日本で通称が通用していても国際的には役に立ちません。そんなのはほんとにおかしい話です。宝塚市の実態としてやはり市議会でも選択的夫婦別姓が通らないという不思議な議会の構成だということがわかりました。

しかし世論として若い方たちを中心に選択的夫婦別姓を求める声は日増しに多くなっていると感じます。市役所に働いている女性職員も旧姓で働いている方も多いのではないかなと思います。

委員

P.2 の 8 番の部落差別についてです。不動産取引に絡んでの土地差別問題です。今年 2 月三重県で県の条例を適用して公立学校の先生に対して条例に基づく説示がなされた。説示というのは部落差別をするなということらしいです。2016 年の部落差別解消推進法が施行されてもその中身に罰則規定がない。三重県の条例の中にも罰則がないが説示という方法はある。県の人権条例でそれが初めて適応された。事件の概要は土地問題、土地差別です。去年の 5 月に公立学校の先生が土地を購入した。契約も引き継ぎも完了した。7 月になってそこが被差別部落だとわかり契約解除を申し立ててきた。売主は大変気苦労を受けて違約金を求めずに契約解除に応じた。しかし先生は不動産業者に対しても契約違反ということで執拗に抗議を繰り返した。その不動産業者は今年三重県の条例を根拠に県知事に対して説示を申し入れた。それに基づき、2 月に条例適応で職員に対して説示が行われた。不動産業者は教育公務員がそこまでいうかと怒り心頭で県に訴えた。売主もショックをうけて違約金を求めずに契約解除に応じているが、不動産業者も同じようにこんなうるさい人を相手にできないということで何もしなかったら何もわからない

表面化してこないという状況だと思います。よくある例は不動産業者があそこは部落ですよとか土地が安いですよとか匂わすようないわゆる差別に加担するなそういうことをすることはいけないと思いますが、この業者は先生からの抗議が執拗に繰り返されたので県に訴えてということです。そういうことからいくと8番目の不動産取引に関わる事案は5年度目標回数1回以上(4年度2回)になっていますが5年度実績0回になっていますが最低1回はするべきだと思います。この三重県のことを例にすると不動産業者の中で土地取引で見えないところがいっぱいある。そういうところからすると常日頃から不動産業者に対して土地差別はだめということをする側も買う側にも啓発として取り組むべきだと思います。6年度の目標が1回以上になっていますので必ず守ってほしいと思います。

事務局

取り組んでまいります。目標に向かって不動産業に対しての啓発をさせていただきたいと思います。

委員

大阪の行政職員がかなり悪質な部落差別をされていたと明るみになっておりまして、かなり悪質なものでした。学ぶ機会が減ってきているというのが一つ原因になっていると思います。P.1で1、3番がかなりデータの目標として高い中で2番の分が重点課題で揚げながら1件でなかなか残念だと思ひまして、これからメニュー開発も含めて再検討が必要だと考えています。部落問題だけでも歴史的なことから今のインターネット上の差別など、特に若年層では表面化しにくい マイクロアグレッションのような考え方も出てきている。そういう情勢を踏まえてメニューをもう1度開発していく必要があるのではないかと思います。重点課題で揚げながら1件というのが残念に思うということを申し上げたいです。P.2の6番のところで若年層の部落差別の理解がかなり低い。私も大学で部落差別の授業を持っているのですが、若い方は知らないことがかなり多いです。マイクロアグレッションという形で、表面的には見えにくい形で起こっています。このあたりを踏まえて考えると、1回では足りないです。目標に1回以上と書かれているので、なるべく1回より多くやっていただきたいです。

会長

はい、ありがとうございます。

この市の目標値は、担当課の数が出てくる。例えば部落差別の研修は、教育委員会でもやっておられる。そこに、人権推進員を派遣して、何回

も部落問題も研修をされている。それが、ばらばらに出てきているから、人権平和・男女共同参画課では1回となっていますが、全市的にはもっとやっていると思います。表の作り方を検討されることも必要かと思います。そうでないと、宝塚市はこれだけしかやっていないのかとなってしまいます。

それでは、時間がきましたのでここで打ち切りにします。

それでは、議題2を終わりにして、議題3その他に入ります。

事務局から説明をお願いします。

事務局

次回は、来年年明け以降を予定。年内に、現在改訂作業を行っているセクシュアルマイノリティのリーフレットを送付予定。

会長

次回までかなりの期間が空くので、講演会の案内やリーフレットの送付をお願いします。

以上で本日の審議会を終わります。